

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	日高川町

日高川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 日高川町役場 農業振興課
所在地 和歌山県日高郡日高川町土生160番地
電話番号 0738-22-2048
FAX番号 0738-22-1762
メールアドレス nougyou@town.hidakagawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	日高川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲	973 千円 4.97ha
	野菜・豆類	261 千円 2.44ha
	果樹（温州みかん・晩柑・梅）	5,678 千円 8.78ha
	計	6,912 千円 16.19ha
イノシシ	水稲	687 千円 1.06ha
	野菜・豆類・芋類	732 千円 1.97ha
	果樹（温州みかん・晩柑・梅）	1,119 千円 2.92ha
	計	2,538 千円 5.95ha
ニホンジカ	水稲	256 千円 1.69ha
	野菜・豆類	525 千円 1.22ha
	果樹（温州みかん・晩柑・梅）	162 千円 2.51ha
	計	943 千円 5.42ha
アライグマ	野菜・豆類	260 千円 0.37ha
	果樹（温州みかん）	270 千円 0.85ha
	計	530 千円 1.22ha
アナグマ	野菜・豆類	被害数値未把握
	果樹（温州みかん）	
ハクビシン	野菜・豆類	被害数値未把握
	果樹（温州みかん）	
タヌキ	野菜	139 千円 0.38ha
	果樹（温州みかん）	450 千円 1.32ha
	計	589 千円 1.70ha
カラス	野菜・豆類・芋類	32 千円 0.41ha
	果樹（温州みかん）	368 千円 1.07ha

	計	400 千円	1.48ha
合計	水稲	1,916 千円	7.72ha
	野菜・豆類・芋類	1,949 千円	6.79ha
	果樹（温州みかん・晩柑・梅）	8,047 千円	17.45ha
	計	11,912 千円	31.96ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

平野部が多く農業が主産業を成す川辺地区においては、特にニホンザルや鳥類が果樹（温州みかん・晩柑）等に甚大な被害を与えており、中山間地域がある中津・美山地区においては、ニホンザル・イノシシ・ニホンジカによる水稲や晩柑・梅への被害が深刻となっています。サルによる被害は増えており、イノシシ・ニホンジカによる被害は若干減ってきているもの、まだまだ被害は大きい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンザル	6,912 千円	16.19ha	4,838 千円	11.33ha
イノシシ	2,538 千円	5.95ha	1,776 千円	4.16ha
ニホンジカ	943 千円	5.42ha	660 千円	3.79ha
アライグマ	530 千円	1.22ha	371 千円	0.85ha
アナグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ	589 千円	1.70ha	412 千円	1.19ha
カラス	400 千円	1.48ha	280 千円	1.03ha
計	11,912 千円	31.96ha	8,337 千円	22.35ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	農家等より被害の報告があった際に、被害地域に応じ町内猟友会の7分会に有害捕獲を許可し、報奨金制度により捕獲を推奨した。また、ニホンザルによる被害が増加しているため、大型移動式囲いわなを導入し群れ捕獲を行った。	野生鳥獣による被害の増加により、捕獲実施機会も増え、捕獲従事者の負担が増加している。従事者の高齢化が進み、捕獲に担い手育成が緊急の課題である。また、ニホンザルの個体数が増大しているが、大型捕獲檻を積極的に導入し、より一層の個体数調整を図りたい。
防護柵の設置等に関する取組	国、県、町補助金を活用して侵入防止柵の設置を行い、国の補助金においては集落単位の防護柵を設置した。	自己の農地だけを囲うのではなく、集落（団地）単位での取り組みをより一層推進する。
生息環境管理その他の取組	SNSのグループ機能を利用し、捕獲方法や防御方法、追い払い方法等を情報共有し、鳥獣害対策に対する意識改革と向上を図っている。	餌場となっている放任果樹園の解消を集落ぐるみで取り組むなど、被害防止対策に関する意識の向上が課題である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害防止に向けた取り組みとして、地域ぐるみでの進入防止対策、動物駆逐用煙火を活用した有害鳥獣の追い払い等について取り組むことができるよう、意識改革を行っていく必要がある。

また大型捕獲檻設置基数を増やし、積極的に取り組むとともに、猟友会、県等と連携してより一層の個体数調整を図りたい。

防護柵についても国庫補助金を活用しながら、県単独事業、町単独事業を活用して、効率的な設置を推進していく。

また狩猟免許補助による新規捕獲従事者の育成に取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、町内猟友会7分会で第1種銃猟免許所持者104名、わな猟免許所持者121名が在籍しており、積極的な有害鳥獣捕獲活動を行っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カラス	ニホンザル専用大型捕獲檻の設置 町貸出檻の有効活用 わな免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成、捕獲檻購入支援)
令和6年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カラス	ニホンザル専用大型捕獲檻の設置 町貸出檻の有効活用 わな免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成、捕獲檻購入支援)
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ	ニホンザル専用大型捕獲檻の設置 町貸出檻の有効活用 わな免許取得支援(免許取得費用支援) 捕獲体制の強化(担い手育成、捕獲檻購入支援)

	ハクビシン タヌキ カラス	
--	---------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第 13 次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。
・ニホンザル：近年の捕獲数では十分に被害防除出来ていないため、大型捕獲檻による群れ捕獲を推進する。
・イノシシ：通年にわたり深刻な被害を受けており、有害捕獲による被害軽減を図る。
・ニホンジカ：通年にわたり深刻な被害を受けており、有害捕獲による被害軽減を図る。
・アライグマ：引き続き有害捕獲による捕獲実績を維持し、被害防止を推進する。
・アナグマ、ハクビシン、タヌキ：有害捕獲による被害軽減を図る。
・カラス：生活環境等への被害もあり、果樹への被害も受けており、有害捕獲による被害軽減を図る。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	300	300	300
イノシシ	1,100	1,100	1,100
ニホンジカ	1,700	1,700	1,700
アライグマ	150	150	150
アナグマ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
タヌキ	50	50	50
カラス	300	300	300

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルによる被害が増加していることから、大型捕獲檻を活用して捕獲を行う。 ・イノシシ、ニホンジカは、銃器及び箱わな、くくりわなによる有害捕獲活動を実施する。 <p>また、町貸出檻有効活用し、集落ぐるみで積極的な捕獲活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキは、小型の箱檻を活用した捕獲活動を実施する。 ・カラスは、銃器による捕獲や追い払い活動を実施する。 ・動物駆逐用煙火による有害鳥獣の追い払い活動を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効であり、農地周辺に出没する個体を効率的に捕獲する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット	ワイヤーメッシュ・トタン・ネット

イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	電柵等 延長 3,000m 受益面積 10ha (日高川町全域)	電柵等 延長 3,000m 受益面積 10ha (日高川町全域)	電柵等 延長 3,000m 受益面積 10ha (日高川町全域)
--	---	---	---

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発	侵入防護柵の適正な設置・管理の啓発

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全て	地域ぐるみで被害防止対策意識の向上を図る。また、被害を誘引する放任果樹園の伐採を推進するとともに、侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。
令和6年度	全て	地域ぐるみで被害防止対策意識の向上を図る。また、被害を誘引する放任果樹園の伐採を推進するとともに、侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。
令和7年度	全て	地域ぐるみで被害防止対策意識の向上を図る。また、被害を誘引する放任果樹園の伐採を推進するとともに、侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

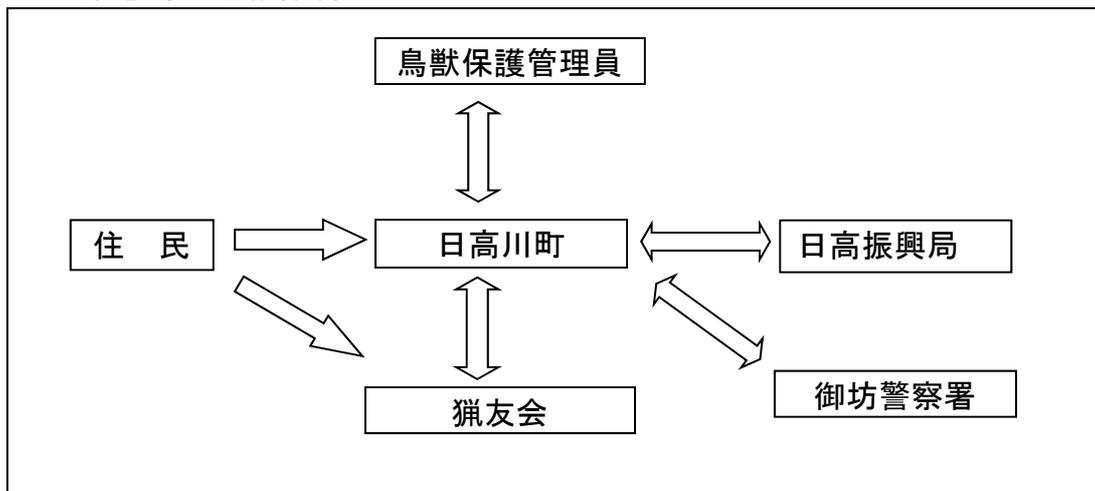
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日高川町	被害の状況確認、捕獲協議、関係機関への連絡
鳥獣保護管理員	被害の状況確認、捕獲協議
猟友会	捕獲活動
日高振興局 農業水産振興課	被害状況及び捕獲に係る情報共有、助言
御坊警察署	緊急時における活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣について、食用として利用できる個体は現場で必要な処理を行ったあと、解体所に持ち帰り解体し、残渣物や食用利用できない個体は、現場で適正に埋設処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効利用することを基本とする。イノシシやニホンジカの肉については、解体処理施設を活用し、食肉としての流通を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

町内に 2 ケ所のふるさと公社が管理している処理施設があり、年間イノシシ約 20 頭、シカ約 100 頭を処理している。持ち込み者から利用料は 1 頭成獣 3,140 円、幼獣 1,570 円程度を徴収。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日高川町農業振興協議会
構成機関の名称	役割
日高川町	施策の立案、指導、調査等
日高振興局 農業水産振興課	施策の実施指導、助言等
紀州農業協同組合	施策の実施指導、資材供給等
猟友会	有害捕獲の実施
日高川町農業委員会	農地保全
日高川町議会産業建設厚生常任委員会	施策要望
日高川町鳥獣被害対策実施隊	技術指導、現場指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	共済制度による被害状況の情報提供
鳥獣保護管理員	専門家による情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に町職員で構成された鳥獣被害対策実施隊は、現場での技術指導や広報・啓発活動等を行っている。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

日高川町農業振興協議会が中心となり被害対策についての検討を行い、実施にあたっては集落や団体と連携し、地域一帯で取り組んでいく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の成果をあげるためには、まず住民が鳥獣害を地域一人ひとりの問題としてとらえ、地域ぐるみで取り組むことが重要であることを認識するとともに、個体数調整である有害捕獲についての必要性についても、十分認識することが必要である。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。